

第55回農地総会議事録

開催日時	令和4年1月7日（金） 午後3時30分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 会議室
出席委員	大崎 恭寿 ・ 池澤 誠 ・ 西本 統洋 ・ 植田 俊博 ・ 加藤 孝幸 ・ 廣井 千里 中島 義幸 ・ 久保田 彦昭 ・ 森田 浩明 ・ 大野 哲 ・ 竹内 佳代 ・ 中島 正根 山本 和正 ・ 前田 眞作 ・ 上田 博 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 中村 富貴 矢野 強 以上19名
欠席委員	なし
事務局出席者	加藤事務局長 ・ 近森次長 ・ 竹内係長 ・ 野中主任 ・ 北村主査 以上5名
議題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件</p> <p>第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件</p> <p>第3号議案 非農地判断の件</p> <p>議案外（報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ・ 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ・ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ・ 非農地証明願の件
備考〔添付書類〕	<p>○第55回農地総会議案書</p> <p>○現地案内図</p> <p>○令和3年度 今後のスケジュール（予定）</p>

開 議 長	(上田 博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後 3 時 30 分)) ただいまより第 55 回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。 本日は委員総数 19 名全員出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	会議規則第 23 条第 2 項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただきます。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、大崎恭寿委員と大野哲委員の 2 名にお願いいたします。
議 議 長 北村主査	ただいまから、議案の審議を行います。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。 今月は 6 件の申請が出されております。議案書は 2 ページをご覧ください。 案件 1 は、朝倉丙，市街化区域，田，606 m ² 外 1 筆，合計 824 m ² を，親子間の部分贈与，いわゆる生前贈与により所有権を移転するという申請です。 なお，2 筆のうち 1 筆は持分移転となっており，所有権移転後は譲受人の単有となります。もう 1 筆は，議案書の目的欄に「混同」と記載しておりますが，これは譲受人が申請地に対して既に賃借権を有しているため，その土地の所有権を取得した場合に，賃借権と所有権を有する方が同一となり，その結果，賃借権は消滅して所有権だけが残ることを言います。 現地案内図は No. 1 をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。 申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有及び借り入れている農地は，全て耕作または保全管理しており，高知市以外にも，土佐市に経営農地があることから，土佐市農業委員会に耕作状況について照会したところ，耕作または保全管理されているとの回答を得ています。 なお，今回の申請地では，根菜類を栽培する予定であるとのこと。 農機具については，トラクターなど 3 台の大農機具を所有しているとのこと。 譲受人は農作業の経験があり，農業に常時従事しており，他に譲渡人である母も農

業に常時従事しているため、取得後も効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、これまでと同様の耕作を行うため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして案件2は、重倉，その他の区域，登記地目：田，現況：畑，30㎡を，譲受人の経営拡大のため，売買により所有権を移転するという申請でしたが，申請地の位置の認識が誤っていたとの理由で，令和3年12月24日付けで申請取下願が提出され，同日付けで受理しております。なお，当該取下願につきましては，来月の農地総会で議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして案件3は，高須，市街化調整区域，田，928㎡外1筆，合計3,630㎡を，親子間の部分贈与，いわゆる生前贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

申請書の別添によりますと，譲受人は現在所有している農地は全て耕作しており，今回の申請地では水稻を栽培する予定であるとのことです。

農機具については，トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，農業に常時従事しており，他に譲渡人である父も農業に常時従事しているため，取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては，農薬の使用方法等について地域の防除基準に従い営農するため，特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして案件4は，土佐山菖蒲，その他の区域，畑，1,722㎡外2筆，合計2,830㎡を，親子間の部分贈与，いわゆる生前贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクに塗った所が申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため，耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと，現在は兼業農家として実家の農業の手伝いをしており，今回，母が所有する農地の贈与を受けて実家の農業経営を引き継ぐとともに，経営を拡大していきたいとのことです。

このほか，申請書の別添によりますと，今回の申請地では四方竹，ユズを栽培する予定であるとのことです。

農機具については，草刈機2台を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり，農業に常時従事する予定であるため，取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては，周辺地域の耕作条件に合わせるため，影響はないとのことです。

なお，譲受人の現在の経営面積は0㎡で，土佐山地区の下限面積の1反を満たして

おりませんが、今回の申請が許可になりますと経営面積が1反を超えるため、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして、議案書3ページの案件5と案件6は、賃借人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明します。

案件5は、春野町芳原、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、812 m²を、案件6は、春野町芳原、市街化調整区域、登記地目田、現況畑、1,138 m²を、両案件とも賃借人の特定非営利活動法人が運営する障がい者の自立就労支援事業所の利用者が、野菜や果物を栽培する畑として利用するため、許可日から10年間賃借権を設定するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクに塗った所が案件5の申請地、緑に塗った所が案件6の申請地です。

賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと、賃借人の法人は、高知県の依頼により、ひきこもりを中心とした障がい者の自立支援事業所として立ち上げた法人とのことです。当該法人が、農業と福祉の連携の中で特に大事にしているテーマは、「障がい者が障がい者を教える」というもので、本件申請地で野菜や果物を栽培するほか、清和ファームと連携して野菜の苗づくり、ミニトマトの栽培、ブルーベリーの栽培とジャムなどの加工品の生産、多肉植物の生産と商品化などを行う予定となっております。これらを組み合わせることで、利用者の方が1年中農作業を行えるように工夫する計画で、利用者の方が習ったことを別の利用者の方に教えることによって、自立・就労に繋げていきたいと考えているとのことです。

このほか、申請書の別添によりますと、案件5の申請地ではトマトを、案件6の申請地では文旦・ブルーベリーを栽培する予定であり、申請地へは賃借人の法人が車で利用者を送迎するとのことです。

農機具については保有しておりませんが、必要に応じて連携先の清和ファームに借りるなどして対応する予定とのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の水利調整の取り決めに遵守し、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、通常、農地所有適格法人以外の法人が賃借権等を設定する場合、解除条件付貸借での申請となり、かつ借人は下限面積要件を満たす必要があります。議案書に記載されておりますとおり、本件賃借人の経営面積は0 m²で下限面積要件を満たしておりませんが、不許可の例外規定として、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目

的として設立された営利を目的としない法人が、権利を取得しようとする農地を業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合には、下限面積要件に関わらず農地の権利を取得することができる、と定められております。

本件借入人が、社会福祉事業を目的とした NPO 法人であることを確認できる書類として、法人の登記事項証明書及び定款の写しが添付されております。

また、許可の判断につきましては、高知県農業基盤課にも相談し、各市町村の農業委員会の判断で許可をしても差し支えない、とのことを確認しております。

その他の資料としまして、各案件の土地の賃貸借契約書が添付されております。

以上、案件 2 については、申請取下となっております。

案件 5、案件 6 については、対象農地を当該法人の業務の運営に必要な施設の用に供すると認められれば、不許可の例外規定に該当するため、許可要件の全てを満たすと考えます。

それ以外の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認をいただいております。

以上で、第 1 号議案の説明を終わります。

議 長 第 1 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。

池澤委員 報告します。案件 1 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と認めました。

議 長 続いて第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員 報告します。事務局の説明どおり案件 2 については取下です。案件 3 と案件 4 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。

議 長 次に、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員 報告します。案件 5 と案件 6 については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえ審議した結果、許可相当と判断しました。

議 長 事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

委 員 (意見・質問なし)

議 長 ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>全ての案件につきまして、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
<p>北村主査</p>	<p>それではそのように決定いたします。 続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
	<p>今日は、23件の申請が出されております。 内訳は、所有権移転が3件、利用権の新規設定が7件、更新設定が12件、新規設定と更新設定が混在した案件が1件となっております。 議案書5ページに、所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 今日は、所有権の移転をする者が2人で、延べ3人、所有権の移転を受ける者が3人で、延べ3人、所有権移転を行う農地は田が12筆で4,277㎡です。 次に、議案書6ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 まず、表の上段をご覧ください。今日は、利用権を設定する者が21人で、延べ21人、利用権の設定を受ける者が15人で、延べ21人となっております。 土地の内訳は、田が68筆で49,744.77㎡、畑が6筆で3,201㎡、合計74筆で52,945.77㎡です。また、設定の内訳を見ますと、新規設定が23筆で17,628.64㎡、更新設定が51筆で35,317.13㎡となっております。 利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略させていただきます。 それでは、最初に所有権移転の案件からご説明いたします。議案書は13ページをご覧ください。 案件13は、介良乙、田、276㎡外3筆、合計1,188㎡を、売買により所有権を移転するものです。 本案件は、令和3年11月8日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和3年12月9日にJA高知市介良支所において農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。 なお、本件の申請地は、これまで譲受人が賃借権を設定して耕作していた土地ですが、売買に先立って農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知を提出して解約手続きをしております。その後、交渉の中で譲受人との売買が決まったため、本件申請にて所有権移転を行うものです。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。 続きまして、議案書14ページにまたがります案件14は、介良丙、田、276㎡外3</p>

筆，合計 1,249 m²を，売買により所有権を移転するものです。

本案件は，令和 3 年 11 月 8 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり，令和 3 年 12 月 9 日に J A 高知市介良支所において農地等あっせん相談員立会いのもと，話がまとまったものです。

続きまして，議案書は 16 ページをお開きください。

案件 18 は，大津乙，田，503 m²外 3 筆，合計 1,840 m²を，売買により所有権を移転するものです。

本案件は，平成 30 年 2 月 19 日に譲渡人より売りたいとの申し出があり，令和 3 年 12 月 9 日に J A 高知市大津支所において農地等あっせん相談員立会いのもと，話がまとまったものです。

なお，本件の申請地は，別の方と賃借権を設定しておりましたので，あらかじめ農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知が出されており，解約手続き終了後に，本件申請にて所有権移転を行うものです。合意解約通知については，後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

所有権移転の案件については以上です。

続きまして，利用権設定につきまして，新規設定の案件のみご説明いたします。

なお，利用権設定の開始日は，全て令和 4 年 2 月 1 日となっております。

議案書は 7 ページにお戻りください。

案件 3 は，布師田，田，692 m²外 2 筆，合計 1,900 m²を，5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして，議案書は 10 ページをお開きください。

案件 8 は，五台山，登記地目田，現況畑，226 m²外 1 筆，合計 466 m²を，5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

続きまして，議案書 11 ページにまたがります案件 9 は，五台山，登記地目：田，現況：畑，395 m²外 2 筆，合計 703 m²を，5 年間貸すという使用賃借権の新規設定です。

続きまして案件 11 は，介良甲，田，863 m²外 2 筆，合計 2,045 m²を，5 年間貸すという賃借権の設定で，3 筆のうち 1 筆が新規設定，2 筆が更新設定となっております。

なお，本件の申請地は未相続地となっておりますが，相続人は賃貸人 1 人であることを事務局にて確認しております。

続きまして，議案書 11 ページから 13 ページにまたがります案件 12 は，介良甲，田，1,555 m²外 10 筆，合計 6,897.64 m²を，5 年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお，本件の申請地は未相続地となっておりますが，相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書は17ページをお開きください。

案件21は、春野町西分、田、1,176㎡を、5年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書によりますと、今回の申請は3年前に亡くなった賃借人の父親がこれまで利用権設定をして耕作していた土地を引き継いだもので、申請地では野菜を栽培する予定とのこと。本人の他、妻や母も農業に従事しており、今後は兼業農家として収穫量の増加を図っていくとのこと。

続きまして案件22は、春野町東諸木、田、991㎡を、10年間貸すという賃借権の新規設定です。

なお、本件の賃借人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。また、補足になりますが、本件申請地は、これまで法人の代表者の個人名義で利用権設定していたものです。

続きまして、議案書18ページの案件23は、春野町西畑、田、4,632㎡を、15年間貸すという賃借権の新規設定です。

以上、更新の案件も含め、計画の内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件につきまして、本会で計画が妥当なものと決定されますと、令和4年2月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議長

第2号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。まず、第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。

池澤委員

案件1については、計画を妥当と認めました。

議長

続いて、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員

案件2については、計画を妥当と認めました。

議長

続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

案件3から案件18については、計画を妥当と認めました。

議長

続いて、第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。

川澤委員

案件19から案件23については、計画を妥当と認めました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。それでは、審議に移ります。

案件2については、申請の当事者が農業委員となっておりますので、先に、この案件だけ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 議長	(異議なし) それでは、まず案件2について審議します。 農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定に基づき、該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いいたします。
該当委員 議長	(退席) 案件2について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委員 議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 案件2につきまして、計画が妥当なものとして決定することにご異議ありませんか。
委員 議長	(異議なし) それではそのように決定いたします。 事務局は委員を席に復させていただきます。
該当委員 議長	(復席) それでは案件2を除く、全ての案件の審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします
委員 議長	(意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。 案件2を除く全ての案件につきまして、計画を妥当なものとして決定することに、ご異議ありませんか。
委員 議長	(異議なし) それではそのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、非農地判断の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
北村主査	今月は、鏡地区と土佐山地区で行われた非農地判断の案件がございます。 議案書は、別冊の「第3号議案」と書いているものをご覧ください。 非農地判断とは、農業委員会が耕作放棄地の現地調査を行い、「農地に戻せるもの」「非農業利用を検討せざるを得ないもの」等に振り分ける業務です。 法律的な位置づけとしましては、農地法第52条の2に規定する農地台帳の正確な記録を確保するために判断を行うものとなります。 高知市では、非農地判断事務処理要領を設け、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から2名以上で現地状況を確認し、対象地や周辺状況を把握のうえ、判断を行うこととしております。 それでは、内容の説明に移ります。

表紙をめくっていただいて、1枚目から2枚目が対象地の一覧で、3枚目以降が現地写真、現地写真の次に綴じているA3折込が現地の位置図及び航空写真となっております。

令和3年7月27日付けで土地所有者に事前通知のうえ、8月から10月にかけて、それぞれ担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地調査を行っております。

現地調査の結果、非農地判断を行った105筆、合計130,074㎡の全ての筆について、山林化していると判断しております。

本会で本案件の対象地が農地にあたらないと議決されますと、土地所有者及び関係機関にその旨を通知し、農地台帳から対象地を削除することとなっております。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長

事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第一、第三事前審査会です。まず、第一事前審査会の池澤副委員長から報告をお願いいたします。

池澤委員

鏡地区の全ての案件につきまして、現地が農地でないと判断することを妥当と認めました。

議長

続いて、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いいたします。

山本委員

土佐山地区の全ての案件につきまして、現地が農地でないと判断することを妥当と認めました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。審議に移ります。ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。

中島正根委員

非農地判断の対象地は地権者の申請に基づくものですよね。

竹内係長

非農地判断の場合は、所有者からの申請に基づく非農地証明とは異なりまして、農業委員会が農地パトロール等を通じて把握した『農地性が失われていると思われる農地』について農業委員会発で判断をするものです。ただし、地権者に対しては、事前に非農地判断を行うことを通知し、意向を確認しております。

中島正根委員

非農地判断の対象地と隣接する対象にならない土地の状況が、同じような状況になっている、ということは起こらないと考えて良いわけですよね。

竹内係長

地権者が農地として管理を続けるという回答のあった土地、地権者を確知できなかった土地等は非農地判断をしていませんので、現況が同じように荒廃している農地であっても判断が異なる場合があります。

中島正根委員

非農地判断した農地は台帳から削除されるのですか。

竹内係長

台帳上、農地という取り扱いで管理することはなくなりますが、「元」農地というこ

西本委員	とでデータを持ち続けるようになっております。 非農地判断によって登記地目が変わることはないわけですね。地権者が非農地判断の通知書を持参して法務局で地目変更の登記をすることで初めて地目が変わる、地目変更をすることはあくまで本人の意思による、ということですね。
竹内係長	そのとおりです。
議長	他にご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。
委員	(意見・質問なし)
議長	他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	すべての案件について、農地法、第2条第1項に定める農地に、該当しないと判断することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	すべての案件について、そのように決定いたします。
委員	それでは、議案外の報告を、事務局より一括してお願いします。
北村主査	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
委員	まず、「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」について、ご報告いたします。議案書は、20ページをご覧ください。
委員	今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、21ページにまたがりまして朝倉が3件、鴨田が2件、22ページにまたがりまして布師田が1件、22ページから29ページにまたがりまして介良が2件、春野が1件となっております。
委員	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
委員	続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」について、ご報告いたします。議案書は、31ページをご覧ください。
委員	今月は3件の届出が出されており、地区の内訳は、秦が2件、長浜が1件となっております。
委員	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
委員	続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」について、ご報告いたします。議案書は、33ページをご覧ください。
委員	今月は12件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、初月が1件、秦が1件、鴨田が1件、34ページに移りまして潮江が2件、長浜が1件、35ページにまたがりまして布師田が2件、介良が2件となっております。
委員	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>事務局専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書は、37 ページをご覧ください。</p> <p>今月は 8 件の通知が出されており、地区の内訳は、旭が 1 件、37 ページから 42 ページにまたがりまして高須と大津が混在した案件が 2 件、42 ページから 45 ページにまたがりまして高須が 1 件、46 ページにまたがりまして介良が 1 件、大津が 1 件、47 ページにまたがりまして春野が 2 件となっております。</p> <p>なお、案件 5 の土地が、先ほど第 2 号議案の案件 13 の際に説明いたしました合意解約で、同様に案件 6 の土地が第 2 号議案の案件 18 の際に説明いたしました合意解約です。</p> <p>また、案件 7 と案件 8 は同一の土地となっておりますが、これは中間管理権を設定していた土地の合意解約であり、土地所有者から高知県農業公社に貸し付けていたものと、高知県農業公社から耕作者に貸し付けていたものと、双方を解約したため、2 件の解約となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、通知を受理しております。</p> <p>続きまして、「⑤非農地証明願の件」について、ご報告いたします。議案書は、49 ページをご覧ください。</p> <p>今月は、11 件の申請が出されており、地区の内訳は、50 ページにまたがりまして朝倉が 4 件、旭が 1 件、鴨田が 1 件、潮江が 1 件、長浜が 1 件、51 ページにまたがりまして一宮が 1 件、春野が 2 件となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施し、いずれも非農地証明書の交付条件を満たしているため、事務局専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見、質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>事務局からの連絡がありましたら、お願いします。</p>
<p>事 務 局 報 告 近森次長 議 長</p>	<p>(「令和 3 年度今後のスケジュール (予定)」を説明)</p> <p>事務局からの連絡に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。</p>

委員 議長	(意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようでしたら、事務局からの連絡を終わります。 その他として、何かご意見・ご質問はありませんか。
次回農地総会 議長	他にご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。 次回の農地総会は、令和4年2月7日(月)を予定しております。
閉 会 議長	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分)) 以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 4 年 3 月 4 日

議長

上田博

議事録署名委員

大崎恭寿

議事録署名委員

大野哲

議事録作成者

野中 秀憲